

地震・津波対策専門部会の設置について

1 部会設置の目的

亘理町防災会議条例に基づき、防災会議委員、専門委員（学識経験者、関係機関の職員等）で構成する「地震・津波対策部会」を設置し、亘理町地域防災計画（震災対策編）の見直しに係る専門的事項の指導・助言を受ける。

2 部会委員の区分

(1) 専門委員

①国の機関

東北農政局、東北地方整備局、海上保安庁、陸上自衛隊

②県の機関)

仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所、仙台土木事務所、宮城県警察本部

③関係機関

東日本旅客鉄道(株)、東北電力(株)、東日本電信電話(株)、東日本高速道路(株)

④学識経験者

東北大学災害科学国際研究所（地域地震災害・津波工学・災害情報）

(2) 防災会議委員

亘理町防災会議地震・津波対策専門部会設置要綱

(設置)

第1 亘理町地域防災計画（以下「計画」という。）の見直しに係る項目・内容等に関する専門的な事項の指導や助言を受けるため、亘理町防災会議地震・津波対策専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の修正に関すること。
- (2) その他計画修正のために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3 部会は、亘理町防災会議委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会の会議は、必要に応じて部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。